

共助、公助の中から、効果のある対策を賢く選択していきます。

◆ふるさと納税について

ふるさと納税の現状はどうか。

A 総務部長 平成25年度の1月以降に、返礼品としてイチゴを届けることになり、件数が増加傾向にあります。本年度は10月末で件数が倍増しています。

Q 市民がふるさと納税をした場合は、市の税の減収になるが、この制度がある限り、日本の国内での競争であり、勝つための手段を講じなければいけないと思う。これには、返礼の産品に趣向を凝らしている行政が多額の納税を頂いているところが多い。市でもシティセールスの視点から見て何かいい考えはあるのか。

A 総務部長 シティセールの視点として、ふるさと納税の産品を通じて、本市を知っていただくことは、非常に期待するところがあると思う。

ています。今後の方策としては、現在の方法に加え、民間に業務を一部委託し、直接インターネットから寄付の申込や、寄付金をコンビニや、クレジットカードで入金できるようにになります。

Q 返礼について、市内で製造されているお酒や、肉もあるが、具体的にどう考えているのか。

A 総務部長 民間の業者に委託することに、できるだけ市の特産品の開発も考えていたけると聞いています。

A 市長 ふるさと納税の性格が2つに分かれると思います。本来のふるさとを応援することについては、東京オリンピックを応援しようとい

うことをしつかりPRし、皆さんに応援していただくための納税を獲得すること、ご指摘の、返礼品の産品が競争になっていきますが、これは地場産業の育成という観点から、2つの方向で取り組んでいきます。

◆空き家条例について
Q 前回の質問の答弁で、空き家条例をつくる方向で検討するとあったが、どうか。

A 経済環境部長 今まで、先進事例の調査研究をまいりました。現在、議員立法による空き家対策の推進に関する特別措置法が、11月19日の参議院本会議で可決されたことを受け、市町村に空き家等の立ち入り調査権等が付与されます。

うことをしつかりPRし、皆さんに応援していただくための納税を獲得すること、ご指摘の、返礼品の産品が競争になっていきますが、これは地場産業の育成という観点から、2つの方向で取り組んでいきます。

今後、国から法に基づく空き家対策の基本方針などが示されますので、対応に努めていきます。



眞 議員

◆国保の都道府県化について
Q 国民健康保険制度は国民皆保険を支える制度だが、税を払い切らずに締め出される人が続出している。平成29年度から国保が都道府県化されるが、その概要はどうか。

A 市民部長 国保の運営主体を市町村から都道府県に移管し、財政運営は都道府県が担い、保険料の賦課、徴収、保健事業、窓口業務は、引き続き市町村が実施するとしています。

Q 国保税額への影響など、市にとってのメリット、デメリットはどうか。

A 市民部長 保険料の賦課・徴収が分賦金方式になります。平成24年度の税収は20億円で、県から示された分賦金が、これより低ければ税率も下げられますが、被保険者の所得は毎年右肩下がり、大変厳しい状況です。

Q 市の1人当たりの医療費は、県下54市町村45位で最下位クラスである。高いところと一緒にいるのだから、市の負担は当然増えるのではないか。

A 市民部長 全国知事会も都道府県化の条件として、国の大幅な財政支援を要求していますので、税率もある程度下がると思います。

Q 国保への国庫負担なくして国保の構造問題解決はないと考えるが、国保の都道府県化についての市長の見解はどうか。

A 市長 国保を市町村単位で続けていくのは、基本的に無理だと思います。県単位に大きな

期待を持ちましたが、制度的にしつかりと考えてくれないければ解決できないというのが市長会の意見です。国が本場に皆保険を目指すなら、全ての社会保険を一本化すべきで、国保だけで守れというならば、国は見合う負担をすべきだと思います。

◆住宅リフォーム助成制度の継続
Q 成制度は地域経済の活性化策として大変有効かつ効果的であり、来年度以降も継続すべきではないか。

A 市長 かなり厳しい予算編成を強いられ、現段階では計画どおり3年間で取りやめたいところなんです。



ふるさと納税のお知らせ

「ふるさと納税」を応援してください！
ふるさと納税（ふるさと納税）にご協力をお願いします。

【ふるさと納税の仕組み】
ふるさと納税は、ふるさと納税（ふるさと納税）に必要事項を記載の上、郵便、FAX、メール、持参により、お申し込みください。市は申請書の受付により、納税書を発行します。納税書により、ふるさと納税が認められています。

【ふるさと納税のメリット】
①ふるさと納税の控除 ②ふるさと納税の控除 ③ふるさと納税の控除

【ふるさと納税のデメリット】
ふるさと納税は、ふるさと納税（ふるさと納税）に必要事項を記載の上、郵便、FAX、メール、持参により、お申し込みください。市は申請書の受付により、納税書を発行します。納税書により、ふるさと納税が認められています。

【ふるさと納税の申請方法】
ふるさと納税は、ふるさと納税（ふるさと納税）に必要事項を記載の上、郵便、FAX、メール、持参により、お申し込みください。市は申請書の受付により、納税書を発行します。納税書により、ふるさと納税が認められています。

【ふるさと納税の問い合わせ先】
ふるさと納税は、ふるさと納税（ふるさと納税）に必要事項を記載の上、郵便、FAX、メール、持参により、お申し込みください。市は申請書の受付により、納税書を発行します。納税書により、ふるさと納税が認められています。